

平成 18 年 11 月 7 日

各 位

本 社 所 在 地 京都市中京区烏丸通三条上る場之町
603 番地

会 社 名 株式会社システム ディ
代表者の役職名 代表取締役会長兼社長 堂山 道生
(コード番号：3804)

問 合 せ 先 専務取締役経営企画室長 井ノ本登司
電 話 番 号 075-256-7777

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 12 月 22 日開催予定の第 25 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社が行う公告について、周知性の向上及び公告手続きの合理化を図ることを目的として電子公告を採用することとし、所要の変更を変更案第 5 条（公告方法）のように行うものであります。
- (2) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）ならびに「会社法施行規則」（平成 18 年法務省令第 12 号）および「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。
 - ② 単元未満株主の権利は単元株主と比して相当の範囲に制限することが認められたことに伴い、変更案第 9 条（単元未満株式を有する株主の権利）を新設するものであります。
 - ③ 株主総会における代理人による議決権行使に関し、代理人の人数を 1 名に制限するため、所要の変更を変更案第 16 条（議決権の代理行使）のように行うものであります。
 - ④ 株主総会において、より充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ⑤ 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 25 条第 2 項（取締役会の決議方法）を新設するものであります。
 - ⑥ 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、それぞれの責任について法令の範囲内での免除を可能とするため、また、独立性の高い優秀な人材の招聘を容易にできるよう、社外取締役及び社外監査役の責任について法令の範囲内で限定する契約を締結することを可能とするため、変更案第 29 条（取締役の責任免除）及び第 34 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、取締役の責任免除の規定の新設については、監査役全員一致による同意を得ております。
 - ⑦ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - ⑧ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(3) その他、上記各変更に伴う条数の変更並びに一部規定の新設・削除・変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 12 月 22 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 12 月 22 日

以上

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条〔商号〕 当社は、株式会社システム ディと称し、英文では、System D Inc.と表示する。</p> <p>第2条〔目的〕 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) コンピュータの販売 (2) ソフトウェアの製造、販売 (3) コンピュータに関するコンサルティング業務及びコンピュータを利用したデータ処理業務 (4) インターネットへの接続及びデータ処理業務 (5) 都市計画、環境調査等の企画及び経営コンサルティング業務 (6) 各種催事の企画、立案 (7) 印刷、出版、書籍販売及び宣伝、広告代理業 (8) 文具、学校備品、事務機器等の販売 (9) 建築設計、インテリア企画 (10) ビデオ、映画、音楽の製作販売 (11) 不動産の賃貸 (12) 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条〔本店の所在地〕 当社は、本店を京都市に置く。 (新設)</p> <p>第4条〔公告の方法〕 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株式</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条〔商号〕 (現行どおり)</p> <p>第2条〔目的〕 (現行どおり)</p> <p>第3条〔本店の所在地〕 (現行どおり)</p> <p>第4条〔機関〕 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u></p> <p>第5条〔公告方法〕 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>第2章 株式</p>

第5条〔発行する株式の総数〕

当社の発行する株式の総数は 8,000,000 株とする。

(新設)

第6条〔1単元の株式数および単元未満株券の不発行〕

当社の1単元の株式の数は、100株とする。

- 2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。

(新設)

第7条〔基準日〕

当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会における議決権を行使すべき株主とする。

- 2 本定款に定めのある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第8条〔名義書換代理人〕

当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

- 2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交

第6条〔発行可能株式総数〕

当社の発行可能株式総数は、8,000,000株とする。

第7条〔株券の発行〕

当社は、株式に係る株券を発行する。

第8条〔単元株式数および単元未満株券の不発行〕

当社の単元株式数は、100株とする。

- 2 当社は、第7条の規定に関わらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

第9条〔単元未満株式を有する株主の権利〕

当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(削除)

第10条〔株主名簿管理人〕

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿

<p><u>付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第9条〔株式取扱規程〕 <u>当社の株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他に関する取扱ならびに手数料については、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第10条〔株主総会の招集〕 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第11条〔招集権者および議長〕 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第12条〔決議の方法〕 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>商法第343条の規定によるものとされる株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数で決する。</u></p> <p>第13条〔議決権の代理行使〕 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第11条〔株式取扱規程〕 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条〔株主総会の招集〕 (現行どおり)</p> <p>第13条〔定時株主総会の基準日〕 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>第14条〔招集権者および議長〕 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第15条〔決議の方法〕 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第16条〔議決権の代理行使〕 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>
---	---

<p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第14条〔議事録〕 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第15条〔取締役の員数〕 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>第16条〔取締役の選任〕 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第17条〔取締役の任期〕 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第18条〔代表取締役および役付取締役〕 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>第17条〔議事録〕 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第18条〔株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供〕 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条〔取締役の員数〕 (現行どおり)</p> <p>第20条〔取締役の選任〕 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第21条〔取締役の任期〕 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (現行どおり)</p> <p>第22条〔代表取締役および役付取締役〕 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、</p>
--	--

<p>副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>第 19 条〔取締役会の招集権者および議長〕 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 20 条〔取締役会の招集通知〕 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>開く</u>ことができる。</p> <p>第 21 条〔取締役会の決議方法〕 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 22 条〔取締役会規程〕 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第 23 条〔取締役会の議事録〕 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第 24 条〔取締役の報酬および退職慰労金〕 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>第 23 条〔取締役会の招集権者および議長〕 (現行どおり)</p> <p>第 24 条〔取締役会の招集通知〕 (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>取締役会を開催</u>することができる。</p> <p>第 25 条〔取締役会の決議方法〕 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>第 26 条〔取締役会規程〕 (現行どおり)</p> <p>第 27 条〔取締役会の議事録〕 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 28 条〔取締役の報酬等〕 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>
--	--

(新設)

第5章 監査役

第25条〔監査役の員数〕

当社の監査役は、3名以内とする。

第26条〔監査役の選任方法〕

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

第27条〔監査役の任期〕

監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第28条〔監査役の報酬および退職慰労金〕

監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(新設)

第29条〔取締役の責任免除〕

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役

第30条〔監査役の員数〕

(現行どおり)

第31条〔監査役の選任〕

(現行どおり)

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条〔監査役の任期〕

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条〔監査役の報酬等〕

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第34条〔監査役の責任免除〕

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったこと

<p>第7章 決算</p> <p>第29条〔営業年度および決算期〕 当社の<u>営業年度</u>は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とし、<u>営業年度末日</u>を決算期とする。</p> <p>第30条〔利益配当金〕 当社の<u>利益配当金</u>は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>第31条〔中間配当〕 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当</u>を行うことができる。</p> <p>第32条〔配当金の除斥期間〕 <u>利益配当金および中間配当金</u>は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p><u>よる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第35条〔事業年度および決算期〕 当社の<u>事業年度</u>は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とし、<u>事業年度末日</u>を決算期とする。</p> <p>第36条〔剰余金配当の基準日〕 当社の<u>期末剰余金配当の基準日</u>は、毎年9月30日とする。</p> <p>第37条〔中間配当の基準日〕 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を<u>基準日</u>として中間配当を行うことができる。</p> <p>第38条〔配当の除斥期間〕 <u>配当財産が金銭である場合は</u>、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p>
---	---